平成２７年（フ）第１４５号
相模原市南区東林間４丁目９番３号
債務者　坪川　　裕
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７５号
相模原市中央区陽光台４丁目16番７号　コーポラスセイワ203
債務者　古里　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７６号
相模原市中央区陽光台４丁目16番７号　コーポラスセイワ203
債務者　古里　源之
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８０号
相模原市緑区城山１丁目２番32号　サニーコート202号
債務者　吉田　伸一
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８１号
相模原市緑区城山１丁目２番32号　サニーコート202号
債務者　吉田真砂子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８２号
相模原市緑区城山１丁目２番32号　サニーコート202号
債務者　吉田香央里
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８４号
相模原市南区麻溝台８丁目19番７号　メゾン麻溝台301
債務者　細萱　友美（旧姓高畠）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９９号
相模原市中央区緑が丘１丁目25番３号
債務者　小野　悦郎
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６５号
堺市北区北長尾町３丁３番13号　グリフィンドールサウス103号
債務者　迫田　明美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
高知市鷹匠町２丁目５番50号
債務者　隅田　淑子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９２号
福岡県糸島市浦志２丁目７番27―405号
債務者　梅田　博美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３号
釧路市武佐４丁目27番29号　森哲方
債務者　遠藤　信昭
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７７８号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目13番28号
債務者　小町谷直子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５２号
横浜市緑区新治町632番地８
債務者　木内　貴志
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６１号
横浜市鶴見区豊岡町26番10号　豊岡東フーガ302
債務者　岩間　典子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３０号
横浜市金沢区西柴１丁目８番２号
債務者　武　　英喜
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
北海道紋別市大山町１丁目34番地の２　安養園
債務者　齊藤　義雄
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前11時
旭川地方裁判所紋別支部